

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における 被災学生及び入学予定者に対する授業料等の減免措置要項

在学生に対する取扱い

1 授業料等減免措置の基準

本学の学生・大学院生で、『東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災し、その家屋が損壊、焼失又は流失、あるいは学費支弁者が死亡等の被災者』(以下「被災者」という。)に対しては、授業料・教育充実費・実験実習料(以下「授業料等」という。)を減免する。

なお、現時点では次のとおりこれまでの基準を用いるものとする。

(1) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者

授業料等の平成23年度春学期分全額免除

(2) 家屋の半壊など(1)の程度に至らない被災者

授業料等の平成23年度春学期分半額免除

(3) 該当者の認定

当該学生・大学院生が、に定める申請書類を平成23年4月30日までに、当該キャンパスの事務窓口(千里山キャンパスについては教務センター・専門職大学院事務グループ)へ提出し、学部長・研究科長が決定する。

(4) 適用期間

今回の措置は、平成23年度の春学期授業料等に対してのみ適用する。

2011(平成23)年度春学期入学予定者に対する取扱い

1 入学登録金及び入学初学期(春学期)授業料等の納入猶予

(1) 本学学部の一般入学試験【後期日程】及び大学入試センターを利用する入学試験【センター後期】に合格し、本学に2011(平成23)年度春学期入学を予定している者で、**被災者**に対しては、入学登録金の納入期日を平成23年3月17日から同年3月24日に変更し、その納入を猶予する。

(2) 本学学部・大学院への2011(平成23)年度入学予定者で、**被災者**に対しては、入学初学期(春学期)の授業料等の納入期日を平成23年3月24日から同年5月31日に変更し、その納入を猶予する。

(3) 上記(1)及び(2)の場合において、入試センターは、入学予定者に対し本学への入学の意思を確認するものとする。

2 授業料等減免措置の基準

本学学部・大学院への2011(平成23)年度春学期入学予定者で、**被災者**に対しては、入学登録金及び授業料等を減免する。

なお、現時点では次のとおりこれまでの基準を用いるものとする。

(1) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者

ア 2011(平成 23) 年度入学試験合格者の入学登録金の全額免除

イ 2011(平成 23) 年度入学初学期(春学期) 授業料等の全額免除

ウ 入学検定料は返還しない。

(2) 家屋の半壊など(1)の程度に至らない被災者

ア 2011(平成 23) 年度入学試験合格者の入学登録金の全額免除

イ 2011(平成 23) 年度入学初学期(春学期) 授業料等の半額免除

ウ 入学検定料は返還しない。

(3) 該当者の認定

学部入学試験、大学院入学試験とも、入学予定者が に定める申請書類を平成 23 年 3 月 31 日までに入試センターに提出し、入試センター所長が学長及び当該学部長・研究科長と協議のうえ、決定する。

なお、今回の被災により授業料等減免を申し出た入学予定者で、すでに入学登録金及び入学初学期(春学期) の授業料等を納入した者については、これを返還する。

(4) 適用期間

今回の措置は、2011(平成 23) 年度入学初学期(春学期) 授業料等に対してのみ適用する。

申請書類

1 「被災者特別措置申請書」

2 証明書等

(1) 「罹災証明書」

(2) 学費支弁者の「死亡証明書」等、又はこのことを明らかにした書類(「戸籍抄本」など公的機関によって証明された書類、あるいは「死亡診断書」など医師によって証明された書類)

(3) 「診断書」 学費支弁者が被災により重症を負った場合(医師が作成したもので傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたもの)

(4) その他必要と認める書類

その他

1 諸費についても同様に減免する。

以 上